

所定疾患施設療養費算定状況

平成24年4月の介護報酬改定介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、所定の疾患を発症した場合における施設での医療について、以下の要件を満たした場合に評価されることになりました。当施設では厚生労働省大臣が定める基準に基づき、毎年、前年度の算定状況をご報告、公表してまいります。

◆所定疾患施設療養費について◆

① 令和5年度までの所定疾患施設療養費（I）の対象となる入所者の状態は次のとおりであること。

- ・肺炎
- ・尿路感染症
- ・带状疱疹
- ・蜂窩織炎

② 算定する場合にあっては、診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。

③ 請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載すること。

④ 当該加算の算定後は、治療の実施状況について公表することとする。

表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。

令和5年度 所定疾患施設療養費（I） 算定人数及び日数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
人数	0	3	2	0	3	2	5	2	5	4	1	2
日数	0	18	14	0	21	14	35	10	21	10	1	13